答申番号：令和8年答申第3号
答 申 日：令和8年8月31日

答 申 書

第1　審査会の結論

審査請求人が令和7年10月7日付けで提起した、身体障害者手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容されるべきである。

第2　審査関係人の主張

1　審査請求人の主張

(1)　審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

(2)　審査請求の理由

本件処分において、医学的（他覚的）所見のみでは、日常生活困難の実態が判断されていない。

飛蚊症による黒い斑点が常に視界にあり、見えるものを正常に見ることが困難。

視力低下のみならず歪んだ見え方は、眼鏡での補正が出来ず、ルーペ使用しか方法なく、医師の判断もあり、車の運転は信号色も読み取れず免許返納し、自転車も乗れない等々日常生活には支障を来しているため。

2　処分庁の主張

(1)　審査請求の趣旨に対する答弁

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2)　審査請求の理由に対する主張

ア　法令等の定め

(ｱ)　本件処分に係る手続

a　身体に障害のある者は、都道府県知事（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第43条の2、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「政令」という。）第34条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の4の規定により中核市においては、中核市の市長。以下同じ。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができると規定されている（法第15条第1項）。

b　法第15条第1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書

をつけなければならないと規定されている（法第15条第3項）。

c　都道府県知事は、法第15条第1項の申請に基づいて審査し、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならないと規定されている（法第15条第4項）。

d　都道府県知事は、法第15条第1項の申請があった場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会に諮問しなければならないと規定されている（政令第5条第1項）。

e　法第15条第4項に規定する審査の結果、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めたときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならないと規定されている（法第15条第5項）。

(ｲ)　障害の認定

a　手帳の交付の対象となる視覚障害については、次のとおり規定されている（法別表）。

1　次に掲げる視覚障害で、永続するもの 1　両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの 2　一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの 3　両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの 4　両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

b　身体障害者手帳に記載すべき視覚障害の級別は、身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）において次のとおり規定されている（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号）。

級別	視覚障害
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
2級	1　視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2　視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3　周辺視野角度（I／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。以下同じ。）が28度

	以下のもの 4　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3級	1　視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2　視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4級	1　視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3　両眼開放視認点数が70点以下のもの
5級	1　視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2　両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3　両眼中心視野角度が56度以下のもの 4　両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5　両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

c　等級表の視覚障害については、視覚障害は視力障害と視野障害とに区分して認定することができるとされており、視力障害と視野障害について次のとおり規定されている（身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））。

(a)　視力障害

i　視力は万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力を用いる。

両眼の視力を別々に測定し､視力の良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで等級表から等級を求める。等級の換算表（表1）の横軸には視力の良い方の眼の視力、縦軸には他方の眼の視力が示してある。

ii　両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う。例えば、両眼とも視力が0.6で眼筋麻痺により複視が起こっていて、

日常生活で片眼を遮閉しなければならないような場合には、一眼の視力を0とみなし6級となる。なお、顕性の眼位ずれがあっても、両眼複視を自覚しない場合には、これには該当しない。

(表1)

枠内等級

他方の眼の視力 ＼ 視力の良い方の眼の視力	0.01以下	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
0.03以上			2	3	3	3	3	4	4	4					
0.02		2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
指数弁・0.01	1	2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
0～手動弁	1	2	2	2	3	3	3	3	4	4	5	6	6	6	6
	0.01以下	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6

＊横軸が視力の良い方の眼の視力、縦軸が他方の眼の視力をとり、枠内が等級を示す。

＊指数弁は0.01とする

(b)　視野障害

ｉ　ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（I/4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの」、「両眼中心視野角度（I/2視標による）」を以下によって判定する。

（ｉ） I/4の視標による8方向の周辺視野角度（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上8方向の角度）の総和が左右眼それぞれ80度以下であるかどうかを判定する。8方向の周辺視野角度はⅠ/4視標が視認できない部分を除いて算出する。

I/4の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない場合は、中心部の視野のみで判定する。

I/4の視標で、中心10度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の総和が80度以下として取り扱う。

（ⅱ） I/2の視標による8方向の中心視野角度の総和を左右眼それぞれ求める。8方向の中心視野角度はI/2視標が視認できない部分を除いて算出する。さらに、次式により、両眼中心視野角度を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼中心視野角度＝（3×中心視野角度の総和が大きい方の眼の中心視野角度の総和＋中心視野角度の総和が小さい方の眼の中心視野角度の総和）/4

なお、I/2の視標で中心10度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の総和は0度として取り扱う。

ⅱ　「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損している場合の意味である。

（ⅰ） 視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下60度、下70度、外下80度、外95度、外上75度である。

（ⅱ） ゴールドマン型視野計を用いる場合は、左右眼それぞれに測定したⅠ/4の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。

（ⅲ） なお、ゴールドマン型視野計の等級判定について、表2のとおり示したので参照されたい。

（表2）

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">ゴールドマン型視野計</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅰ/4視標</td><td>Ⅰ/2視標</td></tr>
<tr><td>２級</td><td rowspan="3">周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下</td><td>両眼中心視野角度28度以下</td></tr>
<tr><td>３級</td><td>両眼中心視野角度56度以下</td></tr>
<tr><td>４級</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">５級</td><td>両眼による視野が2分の1以上欠損</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>両眼中心視野角度56度以下</td></tr>
</table>

イ　本件処分に係る当てはめ

(ｱ)　本件処分に係る手続

a　処分庁は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日付け障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第1の2(3)「申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、政令（昭和25年政令第78号）第5条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問するものとする」との規定を踏まえ、令和7年7月28日に、本件処分に係る障害程度の審査について、社会福祉審議会に諮問した。

社会福祉審議会は、令和7年7月28日に身体障害者福祉専門分科会（社会福祉法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会をいう。）で調査審議を行い、審査請求人の障害の程度は、法別表のいずれにも該当しないとの答申を行った。

b　処分庁は、社会福祉審議会の答申に基づき、身体障害者手帳の交付の申請を却下することを決定し、令和7年8月4日、却下の理由を付した決定通知書（以下「本件却下通知書」という。）を審査請求人に送付した。

(ｲ)　障害の認定

a　視力障害

審査請求人から提出された診断書の矯正視力は、右眼（他方の眼の視力）0.09、左眼（視力の良い方の眼の視力）0.2と記載されている。したがって、法別表及び等級表に掲げる視力障害には該当しない。

b　視野障害

審査請求人から提出された診断書の視野は、ゴールドマン型視野計を用いている。右眼のI/4の視標による周辺視野角度の総和は191度、左眼のI/4の視標による周辺視野角度の総和は273度と記載されている。I/4の視標を用いた両目による2分の1以上欠損については、いいえと記載されている。また、I/2の視標による両眼中心視野角度は79度と記載されている。

このことから、I/4の視標による左右眼のそれぞれの周辺視野角度の総和が80度を超え、かつ、両目による2分の1以上欠損はない。さらに、1/2視標による両眼中心視野角度は56度を超えている。

したがって、法別表及び等級表に掲げる視野障害に該当しない。

第3　審理員意見書の要旨

1　意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2　判断の理由

(1)　法令等の定め

ア　本件処分に係る手続

(ｱ)　法第15条第1項は、身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる旨規定している。なお、省令第2条は、法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、同条第1項に規定する医師の診断書、同条第3項に規定する意見書等を添えて行う旨規定している。

(ｲ)　法第15条第3項は、指定医が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書を付けなければならない旨規定し、同条第4項は、都道府県知事は、同条第1項の申請に基づいて審査し、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に

身体障害者手帳を交付しなければならない旨規定している。

(ｳ) なお、政令第5条第1項は、都道府県知事は、法第15条第1項の申請があった場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会に諮問しなければならない旨規定している。

(ｴ) そして、法第15条第5項は、同条第4項の審査の結果、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めたときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない旨規定している。

イ 本件処分に係る障害の認定

(ｱ) 法第4条は、法における「身体障害者」とは、法別表に掲げる身体上の障害があることを要件としており、法別表の一は、視覚障害に該当する障害について規定している。

(ｲ) 省令第5条第1項第2号は、身体障害者手帳に記載すべき事項として、障害名及び障害の級別を掲げており、同条第3項は、同条第1項第2号の級別は、省令別表第5号の等級表のとおりとする旨規定している。

(ｳ) 身体障害者手帳に係る障害程度の認定については、厚生労働省から、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、認定基準が示されており、認定基準のうち本件に関係するものは、第2の一の2（(2)イ及びウ(ｳ)を除く。）で規定されている。

(2) あてはめ

ア 本件処分に係る手続

(ｱ) 処分庁は、令和7年6月2日、審査請求人から、本件診断書が添付された身体障害者手帳交付申請書により申請（以下「本件申請」という。）を受けた（乙第1号証）。

(ｲ) 処分庁が本件申請について審査したところ、本件診断書には、審査請求人の障害の程度は法別表に掲げる障害に該当しない旨の意見が付され、また、視覚障害の状況及び所見の記載内容は、法別表及び等級表に掲げる視力障害及び視野障害に該当しないものであった（乙第2号証）。

(ｳ) 処分庁は、審査請求人の障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるため、令和7年7月28日に社会福祉審議会に諮問した（乙第3号証及び乙第10号証）。

(ｴ) 同日、社会福祉審議会は、身体障害者福祉専門分科会で諮問事項に係る調査審議を行い、審査請求人の障害の程度は、法別表のいずれにも該当しないとの答申を行った（乙第4号証及び乙第11号証）。

(ｵ) 処分庁は、社会福祉審議会の答申を踏まえ、審査請求人の障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めたことから本件申請の却下を決定し（乙第12号証）、令和

7年8月4日、却下の理由を附した本件却下通知書を審査請求人に送付した（乙第5号証）。

(ｶ) 以上から、本件処分に係る手続は、法令等に則り適正に実施されたものと認めることができる。

イ　本件処分に係る障害の認定

身体の障害が法別表の一に該当する場合は、等級表で示す障害の級別に分けられ、また、等級表の取扱いについては認定基準に基づき行われている。

各都道府県知事等が行う級別の審査認定が認定基準を基準にして行われることは、身体障害者手帳の交付の申請があった場合に、審査認定に関する基準を統一化して申請者間の公平を期するとともに、認定審査に係る事務の効率化を図るため、十分な合理性があるとされていることから（静岡地方裁判所平成7年1月20日判決参照）、審査請求人の障害の法別表への該当性について、認定基準に基づき判断する。

(ｱ) 視力障害

本件診断書の矯正視力は、右眼（他方の眼の視力）「0.09」、左眼（視力の良い方の眼の視力）「0.2」と記載されている。

これは、認定基準の表1のいずれにも該当しない。

したがって、審査請求人は、法別表及び等級表に掲げる視力障害には該当しない。

(ｲ) 視野障害

本件診断書の視野は、ゴールドマン型視野計を用いている。右眼のI/4の視標による周辺視野角度の総和は「191度」、左眼のI/4の視標による周辺視野角度の総和は「273度」と記載されている。I/4の視標を用いた両目による2分の1以上欠損については、「いいえ」と記載されている。

また、I/2の視標による両眼中心視野角度は「79度」と記載されている。（なお、視野図における各数値と「視覚障害の状況及び所見」の2の数値及び計算式に誤りはない。）

これは、認定基準の表2のいずれにも該当しない。

したがって、審査請求人は、法別表及び等級表に掲げる視野障害には該当しない。

(ｳ) 小括

以上から、本件処分に係る障害の認定は、法令等に則り適正に実施されたものと認めることができる。

3　結論

したがって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、1記載のとおり判断する。

第4　調査審議の経過

1　令和8年4月17日　諮問
2　令和8年6月 1日　審議
3　令和8年7月13日　審議
4　令和8年8月31日　審議及び答申

第5　審査会の判断の理由等

1　障害の認定について

本件処分に係る障害の認定については、第3の2(1)イ及び同(2)イの審理員意見書の判断の理由に説示されたとおり、実体法上、適正に行われたものと認めることができる。

2　理由の付記について

(1)　法令等の定め

ア　法第15条第5項は、身体障害者手帳の交付の申請に係る審査の結果、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めたときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならないと規定している。

イ　一般に、法規が行政処分に理由を付すべきものとしている趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあるものと解される（最高裁判所昭和38年5月31日判決）。このような理由の付記の制度趣旨に鑑みれば、申請を拒否する処分に付すべき理由としては、少なくともいかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならないというべきである。そして、当該処分が行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の審査基準を適用した結果であって、その審査基準を公にすることに特別の行政上の支障がない場合には、当該処分に付すべき理由は、いかなる事実関係についていかなる審査基準を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知し得る程度に記載することを要すると解される（東京高等裁判所平成13年6月14日判決）。

(2)　あてはめ

本件却下通知書には、本件処分の根拠規定として「身体障害者福祉法第15条第5項」が記載され、理由部分には「障害程度が認定基準に該当せず、手帳の交付が非該当となりました。」との理由が示されているに留まり、これらの理由からは、なぜ審査請求人の障害が法別表に掲げるものに該当しないのか、認定基準とは何か、仮に認定基準を認識していたとしても審査請求人の障害が認定基準のどの項目を満たさないために本件処分がされたものであるかについて、その記載自体から知ることは、審査請求人にとって不可能である。

そうであるとすれば、本件処分は、法第15条第5項において処分の通知と同時に申請

者に示すべきものとされている理由の付記を欠いたままされたものであって、同項の規定に違反することは明らかである。

そうすると、本件処分は、法第15条第5項に規定する理由の付記の要件を欠いた違法な処分として取消しを免れないものというべきである。

3　その他主張について

審査請求人は、本件申請を行う際に行政側に不適切な対応があったこと等を縷々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4　まとめ

以上の点から、本件処分には理由の付記に係る手続法上の違法があるから、本件審査請求は、認容されるべきである。

岐阜市行政不服審査会

会長　市　橋　　優　一

委員　江　田　　直　人

各　務　　吉　彦

土　田　　伸　也

三　谷　　晋